

登録申請書提出書類一覧表（引取業者用）

提出書類一覧	様式	チェック欄
1. 申請書 ※ 事業所が複数ある場合は、「別紙 6」により記載	様式第一 別紙 6	
2. 本人を確認できる書類 登記事項証明書及び住民票については、 ※ <u>申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの</u> ※ <u>住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの</u>		
(1) 個人の場合は、 ① 住民票 ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※ 後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書で「登記されていないことの証明書」 ※ 未成年者の場合は、「別紙 5」及び法定代理人の住民票、登記事項証明書、役員全員の住民票	別紙 5	
(2) 法人の場合は、 ① 別紙役員一覧表 ② 役員全員の住民票 ③ 法人の登記事項証明書 （例）履歴事項全部証明書	別紙 4	
3. 使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（事業所が複数ある場合は、各事業所の書類） 次のいずれかを添付すること ・ 申請書の 1 に○印を付けた場合「残存フロン類の確認方法」	別紙 3	
・ 申請書の 2 に○印を付けた場合「使用済自動車の構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類」 （例）自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し 等	写し添付	
4. 申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び法定代理人（申請者が個人の場合）が法第 45 条第 1 項の各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	別紙 2	
5. 連絡先等	別紙 7	
6. 使用料（手数料）納入票 4,000 円（更新時 3,500 円）の額面の石川県証紙を納入票に貼付のこと	別記様式 第 1 号	

※ 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2. 申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

様式第一（第四十六条関係）

登 録
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

石川県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号 F A X 番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
<p>次のうち、番号に○印を付けた確認する体制を有しています。</p> <p>1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。</p> <p>2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。</p>	

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 法人の役員については、別紙様式第4を参考に記入すること。
- 3 法定代理人がある場合は、別紙様式第5を参考に記入すること。
- 4 事業所が複数ある場合には、別紙様式第6を参考に記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓約書

申請者、申請者の役員及び法定代理人は、下記に掲げる使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち法第45条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者

残存フロン類の確認方法

事業所名称 ()

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

装着
↓

フロン類が含まれていると判断する

非装着
↓

フロン類は含まれていないと判断する

■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

↓(装着)

コンデンサが破損（穴や裂傷）していない
エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない

↓

フロン類が含まれていると判断する

破損している
破損している

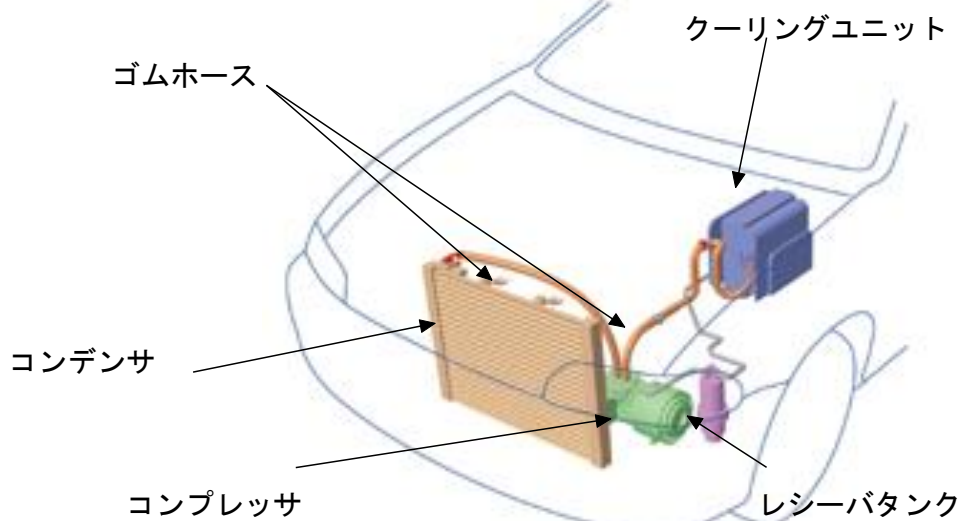
↓

フロン類は含まれていないと判断する

■必要に応じて、以下により確認

- 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

<エアコンシステム装着例>



事業所一覧表

事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号 F A X 番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（1又は2のいずれかを記載すること。）	
事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号 F A X 番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（1又は2のいずれかを記載すること。）	
事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号 F A X 番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（1又は2のいずれかを記載すること。）	

連 絡 先 等

1 申請者（本社）の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所	郵便番号（ — ）
	電話番号 F A X 番号
ふりがな	
氏名・名称 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）	

2 申請書（届出書）についての問い合わせ先

（1）担当者の問い合わせ先

ふりがな		
事業所名		
ふりがな		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X 番号	
	E-mail	

（注）

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。
- 3 F A X 番号は必ず記載してください。
- 4 E-mail はできるだけ記載してください。

使用料（手数料）納入票

申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
		款 8	項 2	目 4	節 1	附記 5
年度・会計	年 度 一 般 会 計	※ 金 額				
		※ 納 入	住 所			
※ 納 入 理 由		氏 名				

（証紙はりつけ欄）

- 注意
- 1 証紙はりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
 - 2 ※印箇所は、納人が記入してください。（申請書等と同時に提出する場合は住所の記入を省略できます。）
 - 3 国の収入印紙と混同しないでください。
 - 4 自己の印章等で割印しないでください。
 - 5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

変更届出書提出書類一覧表（引取業者用）

提出書類一覧	様式	チェック欄
1. 変更届出書	様式第二	
登記事項証明書及び住民票については、 ※ <u>申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの</u> ※ <u>住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載のないもの</u>		
2. 誓約書	別紙 2	
3. ①～⑤のうち、該当する書類を添付		
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 個人の場合は、住民票 ・ 法人の場合は、登記事項証明書（変更の履歴のわかるもの）		
② 事業所の名称及び所在地（事業所の増減を含む。） ・ 事業所の新旧対照表（別紙6により新・旧を作成してください。） ・ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒として、フロン類が含まれているかどうかを確認する体制 ※ 書面又は資格を証する書面	別紙 6 写し又は 別紙 3	
③ 法人である場合においては、その役員の氏名 ・ 役員の新旧対照表（別紙4により新・旧を作成してください。） ・ 法人の登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの） （例）履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等 ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る）	別紙 4	
④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 ・ 法定代理人の新旧対照表 （別紙5により新・旧を作成してください。） 【法定代理人が個人の場合】 ・ 変更のあった法定代理人の住民票 ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 【法定代理人が法人の場合】 ・ 法人の登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの） ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る）	別紙 5	
⑤ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制 ・ 「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類」	別紙 3	

- ※ 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2. 申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

石川県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取業者廃業等届出書

年 月 日

石川県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた引取業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条の規定により、次のとおり届け出します。

引取業を廃止した登録を受けた者	住 所 氏 名 届出者との関係
廃業等の理由	以下の該当する理由に○印をつけて下さい。 1 廃業 2 死亡 3 合併により消滅 4 破産により解散 5 合併及び破産以外の理由により解散 〔 〕
廃止の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

登録通知書再交付申請書

年 月 日

石川県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る登録通知書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付を申請する 登録の種類	・ 引取業 ・ フロン類回収業
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
再交付の理由	亡失・き損 (亡失又はき損の理由)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「再交付を申請する登録の種類」欄には、再交付を申請する登録の種類を○で囲んでください。(登録ごとに1申請となります。)
- 3 「再交付の理由」欄については、亡失又はき損の該当する項目を○で囲み、その理由を記載してください。